

令和8年度（2026年度）熊本県立天草拓心高校校舎間 移動バス部活動便運行業務委託仕様書

この仕様書は、校舎間移動バス部活動便運行業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、受託者は熊本県立天草拓心高等学校（以下「学校」という）と協議のうえ誠意をもって行うものとする。

1 委託名

令和8年度（2026年度）熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス部活動便運行業務委託

2 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 委託目的

熊本県立天草拓心高等学校は本渡校舎とマリン校舎の2つの校舎を持つ校舎制の学校である。その校舎制の特色の一つとして、生徒が両校舎に移動して部活動を行う。

この業務は天草拓心高等学校に在籍する生徒の部活動のために、両校舎の移動手段として行うものであり、学校が作成した運行計画に基づき、指定した運行路線、運行時間等の運行条件を遵守し、安全かつ確実に輸送することを目的とする。

4 委託内容

各々の校舎に集合して部活動の合同練習を行うため、校舎間の生徒及び引率職員の輸送を行う。路線等の詳細は以下のとおりとする。

（1）路線

次の事業とし、別紙1「令和8年度（2026年度）熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス部活動便運行形態」のとおりとする。ただし、諸事情により一部変更する場合もある。

（2）使用車両の型式及び装備

ア 使用車両の型式は別紙1「令和8年度（2026年度）熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス部活動便運行形態」のとおりとする。

イ 装備は、空調機を完備すること。また、前・後方に学校名を標記する等の外観・内装については学校の要請に対応すること。

（3）運行日及び運行時間等

別紙1「令和8年度（2026年度）熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス部活動便運行形態」、別紙2「令和8年度（2026年度）熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス部活動便運行詳細」及び別紙3「令和8年度（2026年度）熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス部活動便運行予定表」のとおりとする。

ただし、運行台数については、部活動の編制に伴う乗車人数に応じて別紙1「令和8年度（2026年度）熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス部活動便

運行形態」のバス合計台数の範囲内で変更することがある。また、台風・大雪等の自然災害その他の諸事情により一部変更する場合もある。

なお、運行中止、運行日又は運行時間を変更する場合は運行日時の原則 1 5 日前までに学校から通知を行う。

(4) 乗車する者

乗車する者は、生徒及び職員とする。

5 受託者の義務

(1) 法規の遵守

業務の実施にあたっては、地方自治法や道路交通法、労働関係法令など、関連する法規を遵守すること。

(2) 運行路線並びに運転手の配置等

ア 学校が作成した運行計画に基づいた路線を運行しなければならない。

イ この業務に適した運転手を各路線に 1 名配置しなければならない。

ウ 運行責任者を選任し、運行条件を遵守させるよう努めなければならない。

(3) 車両の整備等

ア 常に車両の点検整備に努めなければならない。

イ 車両は国土交通省で定める「道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）」に基づいたものでなければならない。

(4) 運転手の主な業務

ア 法規を遵守し、バスを安全に運転する。

イ 生徒の座席着席を確認してから、バスを発車する。

ウ 生徒が乗降する場合は、完全にバスが停車してから扉を開け、乗降場所の安全確認をする。

エ 生徒が降車した後も、安全確認後、扉を閉め発進する。

オ 運行経路の交通状況を事前に十分把握し、発車時刻を厳守する。

カ 生徒が乗車している間は、緊急の場合を除き、バスを離れない。

(5) 事故発生時等の処理

交通事故その他緊急事態が発生したときに、直ちに適切な措置を講ずるとともに、学校に報告しなければならない。

また、交通渋滞により規定どおりの運行が困難となった場合も、学校に通報しなければならない。

(6) 自然災害時の対応

自然災害が発生した場合、学校と連絡を取り合って安全確保に留意しながら、その後の対応について協議することとする。

(7) 運転業務者等の名簿等の提出

契約後速やかに次の書類を学校に提出しなければならない。

ア 熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス運行に携わる乗務員名簿

イ 熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス使用車両一覧

(8) 報告義務

ア 運行業務に関して毎月「業務完了報告書」を作成し、報告しなければならない。

イ 学校は、受託者に対し委託業務に関して必要な報告を求めることができる。

(9) 守秘義務

業務遂行にあたり、個人情報等知り得た秘密は第三者に漏らしてはいけない。
これは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

6 委託料の支払等

(1) 受託者は、毎月の運行業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を学校に提出すること。

(2) 受託者は、前項の規定による業務完了報告書を提出し、学校の検査に合格したときは、翌月10日までに請求書を学校に提出すること。

なお、運行中止が生じた場合、次の額を請求額とする。

① 自然災害による場合は、運行日の委託料の100分の100を控除した額

② 学校の都合による場合は、次の区分による額

ア 運行日の14日前から8日前までに学校から受託者に通知した場合

運行日の委託料の100分の80を控除した額

イ 運行日の7日前から運行日時の24時間前までに学校から受託者に通知した場合

運行日の委託料の100分の70を控除した額

ウ 運行日時の24時間前以降に学校から受託者に通知した場合

運行日の委託料の100分の50を控除した額

(3) 学校は、前項の支払請求書が正当であると認めたときは、その書類を受理した日から30日を経過する日までに当該支払請求額を受託者に支払うものとする。

7 その他

(1) 受託者はあらゆる事故及びトラブルの防止に努める。

(2) 受託者の責に帰すトラブル等が発生した場合は、誠意を持って迅速に正常な業務遂行に努めなければならない。また、受託者は学校の要請に誠意をもって対応しなければならない。

(3) 生徒の責に帰すトラブル等で費用が発生し、学校が承認した場合は、原則として生徒の保護者が負担する。

(4) 第三者への再委託は禁止する。

(5) この仕様書に記載されていないことについて疑義が生じた場合は、学校と受託者で協議のうえ決定する。

(6) 添付書類

別紙1「令和8年度(2026年度)熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス部活動便運行形態」

別紙2「令和8年度(2026年度)熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス部活動便運行詳細」

別紙3「令和8年度(2026年度)熊本県立天草拓心高校校舎間移動バス部活動便運行予定表」